令和８年度第２回富士市空き家等対策協議会　議事録

日　　時：令和８年 10 月 14 日（水）13：15～14：45

場　　所：富士市役所消防防災庁舎３階　研修室

出 席 者：9 名（欠席者２名）

傍聴者数：2 名

１　開会

２　会長挨拶

３　審議事項

（１）第二次空家等対策計画（案）について　　資料1

資料１

事務局が説明

【A委員】

P.44の取組の内容でまちづくり協議会の協力体制という記載があるが、どういうことか。

【事務局】

セミナーや出前講座、専門家による相談会等を実施する際、地域への周知などをまちづくり協議会や町内会へ協力いただくことを想定している。

【A委員】

空き家の解体補助金等の制度が十分に知られていない。制度を知らないまま解体・売却した例も聞くため、周知を強化してほしい。

【事務局】

相談時の案内に加え、セミナー、ウェブサイト、動画等を活用して周知する。解体業協会にも案内しているが、協会に加入していない事業者への周知も課題であるため、今後周知方法について検討していく。

【B委員】

P.44に記載された空き家数15,950戸と使用目的のない空き家数5,570戸は、それぞれ何を示す数値か。

15,950戸には賃貸用や別荘なども含まれるのか。また、両者の関係をどのように見ればよいか。

【事務局】

15,950戸は、5年毎に実施される国の住宅・土地統計調査で推計した空き家の総数であり、賃貸用・売

却用・別荘なども含む数値である。5,570戸は、そのうち「使用目的のない空き家」の推計値である。いずれもサンプル調査によるため、個々の空き家の所在地までは特定できないが、富士市の空き家の状況を他市や全国と比較するために掲載している。

【B委員】

市の実態調査による2,489戸は、住宅・土地統計調査とどのように違うのか。数値に差が生じている理由は何か。

【事務局】

2,489戸は、市が一定の条件を設けて現地調査を行い、把握した空き家の数である。住宅・土地統計調査はサンプル調査であるに対し、市の調査は現地で確認する調査であることから、それぞれ調査方法や判定条件が異なるため、数値に差が生じている。

【B委員】

富士市の空き家対策では、どの数値を対象とするのか。

【事務局】

住宅・土地統計調査は、一定の条件のもと全国一律で調査されており、富士市の状況を他市や全国と比較するための数値である。市が具体的に対策を行う空き家は、実態調査で把握した2,489戸を対象としている。この空き家の全ては、位置、所有者、管理状態などを把握しており、特に周囲に危険を及ぼすおそれのある管理不全の空き家を優先して、所有者に個別に働きかけている。

【B委員】

実態調査において、西部ブロックで空き家が減少した理由を確認したい。

【事務局】

前回調査で空き家数の多かった富士川地区や松野地区を中心に、特に発生予防に力を入れて取り組んできた。減少の背景として、解体の促進や、特定空家等への対応、空き家の利活用が進んだことが考えられる。減少が対策の効果によるものと断定はできないが、事務局としては、これまでの取組が一定程度効果として現れたと分析している。

【B委員】

高齢者のみの世帯など、空き家予備群を早期に把握し、住まなくなった後すぐに対応できるようにすべき。関係機関との情報共有を適時に行ってほしい。

【事務局】

関係部署と連携し、転居、施設入所、入院等の生活上の変化の機会に情報提供する取組を検討している。

【C委員】

市の実態調査で把握した空き家は2,489戸であり、そのうち居住誘導区域内の1,307戸は、2,489戸に含まれる内数との理解でよいか。資料では両者の関係が分かるように表記してほしい。また、居住誘導区域内の空き家について、区域内の居住促進につながるよう利活用を進めてほしい。

【事務局】

1,307戸は、実態調査で把握した空き家2,489戸の内数である。資料についても、1,307戸が2,489戸に含まれることが明確に分かるよう、表記を整理する。居住誘導区域内の空き家の利活用促進について

は、計画の取組に位置付けており、対策を進めていく。
【C委員】
高齢者にも空き家に関する情報を届ける方法として、ごみ袋への広告掲載など、日常生活の中で目にする媒体を活用することも一案ではないか。
【事務局】
空き家対策に関する情報発信については、計画で示しているとおり、ウェブサイトやパンフレットなどさまざまな周知方法を検討していく。

【D委員】
市の人口・世帯構成の変化を踏まえ、将来の空き家数の予測も計画に示してはどうか。
【事務局】
現時点で富士市独自の空き家数の将来推計はなく、本計画は現状の統計・調査結果を基に施策を整理している。

4　報告事項

（1）昨年度の緊急安全措置について　　資料2

（2）特定空家の指導状況について（非公開）　　資料3

（報告（2）の内容に個人情報を含むため議事録は非公開）

資料2・3

事務局が説明

【A委員】
相続放棄は、亡くなってから3カ月以内に手続きしなければならないのか。3カ月を過ぎてから相続放棄を申し立てることはできるのか。
【E委員】
原則として、自分が相続人となったことを知った時から3カ月以内に、相続するか放棄するかを決める必要がある。亡くなったことや、自分が相続人であることを後から知った場合は、その事実を知った時が起算点となる。したがって、必ずしも亡くなった日から一律に3カ月というわけではない。裁判所も、相続開始を知った時から3カ月を熟慮期間としている。
【A委員】
3カ月を過ぎてから申し立てる場合、手続きに時間がかかるのか。何年も経っている場合はどうなるのか。
【E委員】
3カ月を過ぎていても、相続放棄が認められる場合はある。ただし、期間を過ぎた理由や、相続の開始をいつ、どのように知ったのかを裁判所に説明する必要がある。そのため、裁判所との確認や審理

に時間がかかることがある。認められるかどうかは個別の事情によるため、具体的なケースについては専門家や家庭裁判所への相談が必要である。

【A委員】

親の財産を使っていた場合など、相続放棄が認められないこともあるのか。

【E委員】

相続財産を処分したり、預金を使ったりした場合には、相続を承認したと判断され、相続放棄が認められないことがある。財産の扱いを含め、相続放棄が可能かどうかは個別に確認する必要がある。

【A委員】

相続人が、相続の発生を後から知るケースでは、どのように対応すればよいのか。

【事務局】

被相続人との相続関係を、市からの指導通知などを受け取って初めて知る場合もある。その場合、市では、通知を受け取った日など、相続を知った時期を示す資料を整理し、裁判所に説明するよう案内している。相続放棄は相続人の権利であり、市が放棄を止めることはない。相続する意思のある人には、空き家の管理や解体などについて必要な案内・指導を行っている。

5　その他

・第３回の空家等対策協議会の開催日を報告

6　閉会